

一の橋こどもの家重要事項説明書

<平成31年4月1日 現在>

1 事業者

事業者の名称	一般社団法人 やよい会
代表者氏名	代表理事 清水 弥生
法人の所在地	東京都狛江市岩戸南1-3-12 ミラドールーの橋1F
法人の電話番号	03-3430-7019
定款の目的に定めた事業	保育所の運営

2 事業の目的

事業の目的	近年、少子化が進み、児童人口が減少してくる一方、女性の社会参加の進展、核家族により、急激に保育需要が増え、現在の認可保育所だけでは応えきれない待機児解消、多様化する保護者労形態を踏まえて、延長保育、低年齢保育を実施し、保育需要に応える保育サービスを展開・提供し、適切な保育水準を確保し運営、地域の子育て支援を総合的に推進し、福祉の向上を図ることを目的としております。
運営方針	めまぐるしく変わる社会環境の中で、休日の公園、夕方の街角、何気ない日常の風景が昔とは全く違っています。昔なら夕方の5時の鐘が鳴っても公園で元気に走り回る子どもの姿がよく見かけられました。最近では日中でも子どもの姿は減ってきています。近年、休日や下校時に一人で自宅で過ごす児童・保育所での長時間保育児童が増え、こうした状況が実は他者とのコミュニケーションを避けたがるといった現代の子どもの特徴を生み出しています。私たち保育士に今求められているのはこうした子どもたちに真剣に応えてあげられる保育施設の存在ではないかと考えながら子どもについての様々な問題を保育現場で解決できる保育施設・子どもの問題を抱えている親へ適切にサポートできる施設・子どもの成長に欠かせない地域との連携を大切にしていく中で次世代を担う子どもたちに明るい未来をと考えております。

3 保育所の概要

名称	東京都認証保育所(A型) 一の橋こどもの家
所在地	東京都狛江市岩戸南1-3-12 ミラドールーの橋1F
認可又は認証年月日	平成21年3月1日
電話番号	03-3430-7019
施設長氏名	田中 恵子
入所定員(年齢別)	0歳児6名 1歳児7名 2歳児9名 3歳児6名 4歳児以上7名
職員数	16名
取扱う保育事業の種類	月極保育、一時保育、障害児保育
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、サービス内容の向上に努めています。
第三者評価の概要	東京都が認証した評価機関による事業評価を3年に1度受け、その結果を情報公開しています。
職員への研修の実施状況	東京都・狛江市主催の研修を受講、また園内でも研修を実施しております。
嘱託医	神保クリニック小児科

4 開所日・開所時間及び休所日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
開 所 時 間	7時00分から21時00分まで
うち延長保育時間	20時00分から21時00分まで
休 所 日	日曜日・祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日)

5 施設の概要

建 物	鉄筋コンクリート造 5階建ての1階 延べ床面積 129.92 m ²
施設の内容	乳児室・ほふく室 2室 面積 43.12 m ² 調理室 6.25 m ² 保育室・遊戲室 2室 面積 45.01 m ² 医務室 4.16 m ² 幼児用トイレ 3 個
設備の種類	耐火構造、冷暖房
安全 保障	賠償責任保険・傷害保険・火災保険加入

6 職員体制

	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格	備考
施設長	1人	保育士 1人			
保育従事職員	5人	保育士 5人	2人	保育士 2人	
看護師	1人	正看護師 1人	人	栄養士 人	
保育補助者	2人	保育士 人	3人	保育士 人	
調理員	1人	栄養士 人	人	栄養士 人	
事務員	1人		人		

※ 開所時間内には、必ず複数の職員を配置(児童数に応じて加配)し、そのうち常勤の保育士が1人以上保育に当たります。

7 保育計画

組・グループ	保 育 計 画
0歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の育児を認め、共に育ち合う関係を作る ・感覚機能を十分に働かせやすい環境を作る ・自我の芽生えを大切に受け止め各児童に合わせて援助する ・個別の対応を心がけスキンシップを十分にとりながら心身共に快適な状態を作り、情緒の安定を図る ・一人一人に応じて授乳を進め、健やかな発育・発達(咀嚼力の基本作り)を促す
1歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の育児を認め、共に育ち合う関係を作る ・感覚機能と運動機能を十分に働かせやすい環境を作り、外界に対する好奇心や関心を育む ・個別の対応を心がけ、依存欲求を満たし、情緒の安定を図る ・手づかみ食べも見守りながら自分で食べようとする気持ちを育み、食べることの楽しさを共有する
2歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの育ちを保護者と家庭が共に理解し援助する ・感覚機能と運動機能を十分に働かせやすい環境を作り、外界に対する好奇心や関心を育む ・自分を出せる関係を基に「自分で」「やって」の気持ちを大事にし、それぞれの思いに沿った援助をする ・表現の芽生えを大切に受け止め、仲間と共に遊ぶ喜びを共感する ・身近な物の扱いは信頼関係下で育む ・欲求を十分に満たし情緒の安定を図る。又、葛藤乗り越えての一貫した対応で見守り援助をする ・食欲や好みをはっきり出せる関係を作り、自分で食べようとする気持ちを育み、噛むことの大切さも伝える
3歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの育ちを保育者と家庭が共に理解し援助をする ・感覚機能と運動機能を十分に働かせやすい環境作り、興味あることに自ら関われるようになる。 ・自分でやろうという気持ちを育み、出来たら共に喜び自信に繋げ、自立を促す。 ・一人一人の個性を認め、自分で表現することができるよう配慮する。 ・常に整頓された環境で清潔感を養う。 ・子どもの「なぜ」「どうして」に丁寧に対応し、研究心を育む。 ・子どもの話を注意深く聞き、応え、話すことの楽しさを感じられるようにする。 ・一人一人の食事の量、偏食に対応し、すべて食べることの喜びを感じられるようにする。
4歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの育ちを保育者と家庭がともに理解し、自立へ促す。 ・感覚機能と運動機能を十分に働かせやすい環境作り、興味あることに自ら関わりを持つ。 ・自意識が芽生え、不安や葛藤を覚えるが、適切な方法で解決できるように援助する。 ・友達とのかかわりが増える中で、相手の気持ちを考えられるように援助する。 ・自分の表現を認められることで、友達の表現も認められ、ともに楽しむことができるよう配慮する。 ・ご挨拶を身につけ、いつでもどこでも誰にでも行なるように援助する。 ・食べ物が食べられることに感謝する。
5歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの育ちを保育者と家庭がともに理解し、自立へ促す。 ・感覚機能と運動機能を十分に働かせやすい環境を作り、好奇心や探索心を満たす。 ・子どもの気持ちを受け入れ、情緒の安定した中で自己表現できるように配慮する。 ・信頼関係の元、自ら考え、行動できるようにする。 ・一人一人の個性を認め、自分もお友達も大切にした集団生活が送れるように配慮する。 ・皆で表現していくことを楽しむ中、助け合うことも経験できるように配慮する。 ・食べ物に感謝し、作ってくれた人へも感謝を感じられるように配慮する。
その他 (年間行事等)	保育参観・夏祭り・運動会・クリスマス会・発表会・卒園式等

8 毎日の保育の流れ

(1) 1日の保育スケジュール

別紙園のしおり参照

(2) お散歩のコース

近隣にあります、遊歩道・多摩川河川敷グラウンドなどにお散歩に行きます。

9 昼食等について

昼食・おやつ・補食	保護者の方へは、月初に献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に御連絡ください。御相談の上、除去するなどの対応をとります。 (例)卵・牛乳・そばなど
衛生管理等	集団給食施設届出を多摩府中保健所へ届出済みです。 (平成22年9月1日届出) 調理師及び保育士は、毎月検便を行っています。

10 入園時に必要な書類等

- (1) 入園申込書・契約書・契約書別紙・児童票・生活状況表・家庭状況届・緊急連絡票・慣らし保育希望届け・お子様の写真・家族写真(スナップ)
- (2) アレルギーの方は医師の指示書提出
- (3) 保険証・乳児医療証・母子手帳(検診欄)の各コピー・予防接種控え写し
- (4) 保護者身分証明書(現住所確認)

11 保育所と保護者の連絡について

- (1) 乳幼児の保育所での状況や家庭での状況を相互連絡し合うために連絡帳を活用します。体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など乳幼児の様子を、保育所側はもちろんですが、保護者も家庭での様子をできるだけ詳細に記入するようにして下さい
- (2) 月に1回、園だより・クラスだよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

12 保護者の方が用意するもの

- (1) 入園時に用意するもの 敷布団カバー
- (2) 毎日持参するもの
・着替え(2セット)・紙オムツ(3~4枚)
・手拭きタオル(1枚)・ランチョンマット(1枚)
・連絡帳
・ビニール袋(1枚)

13 保護者会について

年に2回、開催予定です。保育所からは行事やできごと、理事会(又は運営委員会)の内容等に関することについてお知らせします。また、保護者の御意見もいただく場としています。

14 運営委員会について

年に2回、開催予定です。保護者、外部委員(社会福祉事業について知識経験を有する方)及び事業者がさまざまな内容について意見を交換し、利用者の立場に立った良質な保育を行うために開催するものです。

15 健康診断等について

(1) 健康診断

全乳幼児	年2回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。
------	--

(2) 身体測定

全乳幼児	毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、各児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。
------	--

※ その他、乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたら保育所に御相談ください。

16 料金

(1) 月極保育料

別紙園のしおり参照

17 支払方法

現金振込払(納付期限:毎月10日。指定口座:三井住友銀行 喜多見支店 口座番号:2056980)

18 保育所の御利用に際し、留意していただきたいこと

欠席する場合 又は 登所の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合や登園が遅れる場合は、 その日の登園予定時刻までに御連絡願います。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、降園予定時刻までに御連絡願います。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	麻疹(はしか)・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、別紙の登園停止期間を経過してから登園してください。
発熱のある場合について	熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えてください。
投薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができます。必要がある場合は個別に御相談させていただきます。
隨時に延長保育が必要な場合	当日17時までに、御連絡願います。

19 賠償責任保険の加入

(1) 賠償責任保険の加入

保険会社:三井住友海上火災保険株式会社
千代田区神田駿河台3-9 TEL:0120-632-277

当保育所施設における設備構造上の欠陥あるいは管理上の不備、職員の指導誤り、および提供した食品や飲料に起因して園児や保護者、その他の第三者の財物および身体への傷害によって生じた損害について、法律上負担すべき損害賠償金をお支払いします。

・対人賠償

1事故につき10億円限度[内1名当たり 2億円限度※1]

※1- 但し1事故において10億円を超える場合、10億円を越えぬ額を人数分で均等割りした額が限度となる。

・対物賠償

1事故につき500万円限度※2 ※2- 当保育所内でお預かり保管する財物に損害を与えた場合も含まれる(但し紛失は除外)。

(2) 傷害保険の加入

園児をお預かりした時間内において、職員の監督中に生じた園児のケガについて保障いたします。

・園児傷害事故補償※3

○死亡補償金 206万円

○入院日額 1,500円

○通院日額 1,000円

○後遺障害発生時の補償金限度額 206万円

※3- 事故発生から180日以内の死亡・後遺障害、180日以内の入院・通院が対象となります。通院時のお支払いは90日間が限度となります。

20 緊急時の対応方法

- (1) 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

嘱託医	氏 名 神保クリニック小児科	
	所在地	狛江市和泉本町1-2-13 電 話 03-3430-2818
救急隊	管轄消防署名 狛江消防署	
	所在地	狛江市和泉本町1-23-10 電 話 03-3416-0119
警察署	管轄警察署名 調布警察署	
	所在地	調布市国領町2-25-1 電 話 03-3428-0110

21 非常災害時の対策

消防計画 作成 (変更) 届出書	狛江消防署 平成27年9月28日届出 防火管理者 氏名 田中 恵子
避難訓練 火災及び地震を想定した避難訓練、消火訓練(月1回)を実施します。	
防災設備 消火器・誘導灯・二方向避難口・消火設備	
避難場所	第1避難場所 多摩川河川敷 第2避難場所 狛江市立第三小学校

22 保育内容に関する相談・苦情

(1) 一の橋こどもの家 相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者 氏名 田中 恵子	電話 03-3430-7019
相談・苦情解決責任者 氏名 清水 弥生	電話 03-3430-7019
第三者委員 氏名 大内 倫彦(弁護士) あたご法律事務所	
受付方法 面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。	

(2) 当保育所以外に、区市町村の相談・苦情窓口があります。

区市町村担当部課名 狛江市児童青少年部児童青少年課	
所在地 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号	電話 03(3430)1111